

メキシコ公式規格  
(NOM: Norma Oficial Mexicana)

2023年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

メキシコ事務所

貿易投資相談課

# 目次

I. 規則およびその制度について .....	1
II. 輸入時に NOM の適合証明が求められる製品 .....	1
III. NOM の認証取得（適合性評価）手続き .....	2
1. 認証取得条件 .....	2
2. 認証取得手続き（適合性評価プロセス：PEC） .....	2
IV. 輸入手続き .....	4
V. 認定マーク .....	7
VI. その他特記事項、例外事項 .....	7
1. 同等性協定（Acuerdo de Equivalencia） .....	7
2. 相互認証協定、相互認証取り決め .....	8
3. 補修部品・コンポーネントの輸入手続き .....	8
4. 経済省貿易細則第 2.4.7 則に基づく特別許可 .....	9
5. NOM 対象品目の輸入における適用例外 .....	9
VII. 関連機関・団体 .....	11
VIII. 関連法令一覧 .....	11
IX. 関連規則一覧 .....	11
X. 認証機関・試験所等 .....	12

## I. 規則およびその制度について

メキシコ公式規格（Norma Oficial Mexicana）はメキシコにおいて法的強制力を有する規格で、製品・工程・サービスが、人・動植物・環境にとって危険を及ぼす恐れがある場合に、これらを強制的に規制する安全規格のほか、省エネルギーを目的とした規格、労働安全領域の規格、消費者向けの商品情報ラベルの内容を定める規格などがある。メキシコ公式規格は一般的に NOM というアルファベット頭字語で知られている。これとは別に、単にメキシコ規格（NMX: Norma Mexicana）と称する業界の任意規格が存在するが、2020年7月1日付官報で公布された新法（品質インフラ法）に基づき、Normas Mexican は、Estándar と呼ばれるようになった。

経済省は基準局（DGN）を通して、すべてのメキシコ公式規格の目録の取り扱いと規格の策定・更新に関する国家年次計画の統括責任を負っている。経済省は NOM の一覧およびスペイン語の専用サイトである規格・適合性評価総合システム（SINEC）の維持管理を行っている。

NOM の新規施行や改訂、削除は連邦官報にて公示される。

（注）本稿では、そのうち「輸入時に適合していることが求められる NOM」について取り上げることとする。

### ➤ NOM 検索システム

<https://www.sinec.gob.mx/SINEC/Vista/Normalizacion/BusquedaNormas.xhtml>

## II. 輸入時に NOM の適合証明が求められる製品

輸入時に NOM の対象となる製品は、経済省が連邦官報において公示する「経済省が貿易に関する一般規則・基準を定める省令」（通称「経済省貿易細則」の別添 2.4.1 にリスト化されている。このリストを通称「NOM 省令」と呼ぶ〔RCCGCE de SE Anexo 2.4.1 (Acuerdo NOM'S)〕。最新の経済省貿易細則は 2022 年 5 月 9 日付官報公示のもので、公布後に 3 回改正されている。（2023 年 5 月現在）輸入時に NOM の適合が求められる製品の一例として、一部の食品、タイヤ、電子製品、導体、電気製品、機械類、電気通信・情報製品等が挙げられる。

### ➤ 国家貿易情報サービス（SNICE）

<https://www.snice.gob.mx/>

### III. NOMの認証取得（適合性評価）手続き

NOM が定める仕様・規定・特性を満たしているかどうかの評価を適合性評価と呼び、NOM 対象製品をメキシコ国内で製造販売、あるいは輸入する場合には、認証機関による適合性評価プロセス（PEC）を経て、適合性評価証明書（NOM 認証）を取得する必要がある。PEC のプロセスには、サンプル採取、試験、校正、認証、検証の手順などが含まれる。

品質インフラ法では、下記 a) から d) の民間団体が PEC のプロセスとして、目視確認、サンプル採取、測定、試験所試験、書類試験などを行うことを定めている。

- a) 試験・計測・校正ラボ（Laboratorios, de ensayos y pruebas, medición o calibración）
- b) 検証機関（Unidades de inspección：UI）
- c) 認証機関（Organismos de certificación：OC）
- d) その他施行規則が定める事業者

PEC の詳細は各 NOM により異なるが、電子製品の安全規格（NOM-001-SCFI-2019）の個々の製品認証（有効期限 1 年）の場合、以下のプロセスを踏む。

#### 認証取得条件

- (1) 認証を受ける製品のサンプルを用意する。
- (2) 各 NOM の管轄官庁、あるいはメキシコ認定協会（EMA）に認定された試験所での試験用に製品を送付する。試験所は複数あり申請者が選定することができる。試験結果報告書の発行に要する期間は試験所によって異なる（混雑状況なども影響）。
- (3) 試験結果報告書の入手後、最低限以下の情報（NOM-001-SCFI-2019 の場合）が入ったファイル（電子、あるいは印刷版）を適合性評価申請書とともに認証機関に提出する。
  - A. 製品名称・製品仕様（取扱説明書なども含む）
  - B. 認定試験所が発行した試験結果報告書
  - C. 電気回路図、機能ブロック図
  - D. 製品の情報ラベル（電気仕様を含む）
  - E. 製品の写真
  - F. 生産ラインの品質管理認証を含む場合、設計や製造プロセスの情報

#### 認証取得手続き（適合性評価プロセス：PEC）

- (1) 認定試験所で試験に要する日数は規格や試験所、対象製品により大きく異なるが、電子製品の場合は 1～2 カ月程度。試験結果の有効期限は 90 日間。NOM-001-SCFI-2019 の場合、認証機関による適合性評価証明書発行の法定所要期間は、認定試験所の試験結果受領後、最長で 7 日間（実際は認証機関により 3～7 営業日とバラつきがある）。

- (2) 認証にかかる費用は規格や認証機関によって異なるが、例として代表的認証機関 (NYCE) による一般電子製品 (NOM-001-SCFI-2019) の認証費用は 4,600 ペソ、16% の付加価値税 (IVA) を加算すると 5,336 ペソ (約 300 ドル) である (2023 年 5 月時点)。これに加え、必要とされる試験の種類に応じた、試験所での試験費用を考慮する必要がある。
- (3) NOM を取得するための試験用にサンプルを輸入する場合、NOM の適合性評価証明書無しサンプル輸入が可能。経済省の基準局 (DGN) に対して申請する。行政手数料は 397.01 ペソ (2023 年 5 月時点)。
- (4) 一定の基準に基づき、製品間で何らかの差異があるものでも製品群として 1 グループにまとめることができ、単一の認証を受けられる可能性がある。製品を 1 グループにまとめた場合、グループ内に新たな製品を追加するための審査費用は、1 つの追加につき 2,020 ペソで、IVA を加えると 2,343 ペソ (約 130 ドル) である。
- (5) ある製品についての適合証明書の使用権を他の者に付与する手続き (Ampliación de Titularidad、例えば、外国のメーカーが所持する適合証明書の使用権をメキシコの輸入者に付与する) に要する費用は上記(2)の認証費用と同額である。

参考までに、電子製品の安全に関する 3 つの規格について、代表的な認証機関 2 社の認証費用を下表のとおりまとめた。

#### 代表的認証機関の認証費用 (電子機器の安全規格)

認証機関	NOM-001-SCFI	NOM-016-SCFI	NOM-019-SCFI	グループ内
	一般電子機器	オフィス用電子機器	データ処理機器	機器追加
NYCE	MXN 4,600 + IVA	MXN 4,080 + IVA	MXN 4,080 + IVA	MXN 2,020 + IVA
ANCE	MXN 5,385 + IVA (24V以下)	MXN 4,884 + IVA	MXN 4,884 + IVA	MXN 3,057 + IVA
	MXN 7,827 + IVA (24V超)			

(出所) 各認証機関に対するヒアリングから作成 (2023年4月時点)

適合性評価証明書の有効期限は原則 1 年であるが、NOM-001-SCFI-2019 など一部の NOM では、製造業者のトレーサビリティや品質管理システムなどの審査を受けることにより、2 年、3 年の有効期限の証明書を取得できる。

適合性評価証明書の有効期限は、同じ期間で延長することが可能。延長の要件としては、a) 認証機関による期限内のフォローアップ審査を問題なく通過したこと、b) 認証スキーム別の条件 (製品の安全性やフォローアップ体制、品質管理システムなど) が維持されていること、である。なお、製品の技術情報に変更があった場合、安全性への影響がないことを条件に有効期限が延長されるが、変更内容を報告する必要がある。

#### IV. 輸入手続き

前述の「NOM 省令」に関税分類コード（HS コード、8 桁単位で対象を規定）が列挙されている NOM 対象品目を輸入する場合、輸入者は登録通関士を通じて輸入申告書の非関税規制の申告コードとして「NM」（製品安全・省エネ規格の場合）、あるいは「N3」（情報表示ラベル規格）を入力し、「NM」の場合は適合性評価証明書の番号を、「N3」の場合は NOM（情報表示規格）のコードを入力する。また、輸入者はメキシコ貿易手続き単一窓口（VUCEM）を通じて適合性評価証明書をアップロードし、電子文書番号を輸入申告書に入力する。

なお、2019 年 6 月以降は、NOM の適合性評価を行った認証機関（OC）が Sistema Normas-Aduanas と呼ばれる専用サイトを通じて、各企業の NOM 認証の情報を事前入力しておく義務が発生している。この事前入力がないと輸入申告が許可されないので注意が必要である。OC が事前送信しなければならないデータは、輸入者の納税者登録番号（RFC）、適合評価証明書の番号、商品の HS コード、証明書の有効期限などである。詳細は、経済省貿易情報サービス（SNICE）の以下の専用サイトと OC 向けのマニュアルを参照。

<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/seguridad.inicio.html>

[https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE\\_DOCS/MANUAL\\_OCs-NOMS\\_20190610-20190610.pdf](https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE_DOCS/MANUAL_OCs-NOMS_20190610-20190610.pdf)

仮に HS コードが NOM 対象であっても、NOM 省令の注釈欄に「～のみ」、あるいは「～を除く」という限定があり、これを基に自社製品は NOM の対象外と判断される場合、あるいは NOM 省令には特別な限定記述がないが、各 NOM の本文に例外の規定があり、当該規定を読むと自社の製品が対象外と判断される場合は、登録通関士が輸入申告書の商品情報記入欄（Nivel Partida）の識別コード（Identificadores）として、以下のように入力することにより、NOM への適合を証明しなくても輸入することが可能。

- (1) NOM 省令に「～のみ」の記載があり、これに当てはまらない場合  
識別コードとして「EN」、その補完 1（Complemento 1）に「U」、補完 2（Complemento 2）に「NOM-001-SCFI-2019」など対象の NOM のコードを入力する。
- (2) NOM 省令に「～を除く」の記載があり、これに当てはまる場合  
識別コードとして「EN」、その補完 1（Complemento 1）に「E」、補完 2（Complemento 2）に「NOM-001-SCFI-2019」など対象の NOM のコードを入力する。
- (3) NOM 省令の限定には該当しないが、NOM 本体の例外規定に当てはまる場合  
識別コードとして「EN」、その補完 1（Complemento 1）に「ENOM」、補完 2（Complemento 2）に「NOM-001-SCFI-2019」など対象の NOM のコード、補完 3（Complemento 3）に NOM 本体で例外を規定している箇所の番号（「1.3」など）を記入する。

商品情報表示（ラベル）規格の対象品目を輸入する場合、輸入者は NOM への適合を証明するにあたり、以下の選択肢からいずれかを選ぶことができる。

1. 当該 NOM が要求する販売情報のラベルを商品に付着、貼付、縫い合わせる、吊り下げる、あるいは置くなどして商品に添えて通関手続き用に提出する（税関検査員は商品の表示内容が NOM に適合しているかどうかを確認する）。
2. 指定検証機関（UI）に予め商品ラベルや包装のサンプルを送付して「適合証書」を作成してもらい、同証書を輸入申告書に添付する（通関士が PDF 形式で VUCEM を通じてアップロードし、輸入申告書に電子文書番号を入力する）。輸入者とは異なる国内外の製造者や輸入業者、販売業者の名義で証明書が発行されていても同様。税関検査になった場合は、証明書の記載事項と現物のラベルに齟齬が無いか税関検査員が審査する。
3. 通関後に総合保税倉庫業者で商品ラベルを貼付し、同倉庫内で指定検証機関（UI）の検証を受けることを宣誓し、ラベルを添付する。総合保税倉庫と締結した契約書や UI が発行するサービス申請書を輸入申告書に添付（VUCEM を通じてアップロード）する必要がある。
4. 通関後に商品を特定の住所に輸送し、その場所で指定検証機関（UI）が商品ラベルの情報が正しいことを検証するか、もしくはサンプルを採取して後日その検証を行う。この選択をすれば、輸入通関後に輸入者の自社倉庫で商品ラベルを添付することも可能になるが、以下の条件を満たさないと実施できない。

- (1) 輸入業者登録を取得して 2 年以上の歴史がある
- (2) 直近の 12 カ月間に 10 万ドル以上の輸入額がある
- (3) 輸入通関後 30 日（暦日）以内に商品ラベルを添付する
- (4) 輸入者と指定検証機関（UI）が締結した検査契約書、UI が発行する検査申請書を輸入申告書に添付（VUCEM を通じてアップロード）する

上記選択肢 1 または 2 を採用する場合、非関税規制の記号（Clave）として「N3」を入力し、該当する NOM のコードを入力する。3 または 4 を採用する場合、非関税規制の記号としては「NM」を入力し、UI との契約書番号を入力する。また、商品情報（Nivel Partida）の識別コード（Identificador）として 3 の場合は「PA」、4 の場合は「PB」を入力し、補足 1（Complemento 1）の欄に UI の認定コード、補足 2（Complemento 2）の欄に NOM のコードを入力する。

選択肢 2、3、4 を採用する場合、UI を通じて経済省貿易局に指定のエクセルファイル（[Layout 1](#)）で情報（検証サービス申請番号、NOM のコード、UVA の認定番号、輸入者の RFC と名称等、商標、品名、HS コード、申請日、検証サービス有効期限、ラベル形態、モ

デル名、数量単位、数量、検証ラベル数) を E-mail で事前送信し、DGCE が税関の貿易オペレーション確認システム (VOCE) に同情報を入力しなければ、輸入申告の確認 (許可) が下りないようになった。また、選択肢 3 と 4 を採用する場合、実際に UI が対象品目のラベルを実物検証した後、実際に検証した品目のデータを指定のエクセルファイル ([Layout 2](#)) で DGCE に E-mail 送信する必要がある。これは、輸入通関を行った日から 40 歴日以内に完了する必要がある。なお、以下の輸入者の場合、輸入通関後に商品情報表示 (ラベル貼付) を行う選択肢 (3 及び 4) を採用する際のデータ送信の内容が簡素化される。

- (1) SAT から認定経済事業者 (AEO、スペイン語では OEA) の認定を受けている輸入者
- (2) 直近の 1 年間で合計 2 億ドル以上の輸入実績がある輸入者

商品情報表示 (ラベル) 規格対象品目の輸入に関する実務的な情報は、SNICE の以下専用サイトを参照。

<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/etiquetado.normas2022.html>

<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/etiquetado.formas.cump.html>

なお、商品情報表示規格の場合、NOM 省令で HS コードが対象となっても、実際は対象ではないことが多い。以下のような製品は、経済省が様々なクライテリアを公示して、対象外であることを明らかにしている。これらに当てはまる場合は、安全規格などと同様、輸入申告時に通関士を通じて対象外であることを示す識別コードを入力することで、ラベルなしでの通関が可能である。

経済省が発表したクライテリアに基づく適用例外を活用するための輸入申告識別コード

公文書番号	クライテリア	識別コード Identificador	Complemento 1	Complemento 2 (対象NOM)	Complemento 3
DGN.418.01.2020.3008	補修部品	EN	ENOM	NOM-024-SCFI-2013	1.2.2
DGN.418.01.2020.3009	バルク商品	EN	ENOM	NOM-051-SCFI/SSA1-2010	1 a)
DGN.418.01.2020.3010	原材料	EN	ENOM	NOM-051-SCFI/SSA1-2010	1 d)
DGN.418.01.2020.3011	直接販売しない素材	EN	ENOM	NOM-051-SCFI/SSA1-2010	1 d)
DGN.418.01.2020.3012	バルク商品	EN	ENOM	NOM-050-SCFI-2004	2.2 b)
DGN.418.01.2020.3103	直接販売しない素材	EN	ENOM	NOM-004-SCFI-2006	3.9
DGN.418.01.2020.3104	バルク商品	EN	ENOM	NOM-024-SCFI-2013	1.2.2
DGN.418.01.2020.3144	業務用機器	EN	ENOM	NOM-024-SCFI-2013	6.5.1
DGN.418.01.2020.3298	業務用商品	EN	ENOM	NOM-141-SSA1/SCFI-2012	1.1
DGN.418.01.2020.3300	業務用商品	EN	ENOM	NOM-189-SSA1/SCFI-2018	1.1
DGN.418.01.2020.3301	業務用商品	EN	ENOM	NOM-050-SCFI-2004	2.1 or 2.2 f)



## V. 認定マーク

公式マークは、製品が該当する NOM を履行していることを消費者が確かめられるようにする識別である。これは認証機関が実施する適合性評価プロセス（PEC）を通して付与される。



認定マークは、以下の場合に表示しなければならない。

1. マークの表示を定める特定の NOM の対象となる製品あるいはサービスの場合
2. 該当する適合性評価プロセス（PEC）にて表示が定められている場合

認定マークのデザインと使用条件の詳細は、NOM-106-SCFI-2017 に規定されている。

## VI. その他特記事項、例外事項

### 1. 同等性協定（Acuerdo de Equivalencia）

メキシコが他国の規格を NOM と同等と認め、他国の規格への適合性評価証明書があれば、メキシコで NOM を満たしていると認める制度。現時点では、以下の NOM について、2010年8月17日付官報公布経済省令に基づき、米国およびカナダの特定の認証機関で実施された適合性評価プロセスを経て製品が認証された場合、NOM を満たす製品として輸入・販売が認められる。

メキシコ公式規格（NOM）	連邦官報での同等性協定の公布
(i) NOM-016-SCFI-1993 オフィス用電子機器	2010年8月17日
(ii) NOM-019-SCFI-1998 データ処理装置の安全規格	2010年8月17日

米国およびカナダでメキシコ政府が認めている認証機関の一覧は以下のとおり。

米国	カナダ
Intertek Testing Services NA, Inc.	CSA Group Testing & Certification Inc
TUV Rheinland of North America, Inc.	Intertek Testing Services NA, Ltd.
Underwriters Laboratories, Inc.	Underwriters Laboratories of Canada

## 2. 相互認証協定 (Acuerdo de Reconocimiento Mutuo) 、相互認証取り決め (Arreglo de Reconocimiento Mutuo)

相互認証とは、外国で行われた試験結果や適合性評価をメキシコ国内で行われたものと認め、同様にメキシコで行われた試験結果や適合性評価を外国で行われたものと相互に認める取り決め。品質インフラ法上の定義としては、メキシコと外国の政府当局の間で締結されたものを相互認証協定 (Acuerdo de Reconocimiento Mutuo) 、メキシコと外国の認証機関や試験ラボの間で締結されたものを相互認証取り決め (Arreglo de Reconocimiento Mutuo) と定義する。現時点では、後者 (Arreglo) しか存在しないが、SNICE の以下のサイトでリストが公開されている。

<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/seguridad.alter.cumpl.html>

[https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE\\_DOCS/ARMSActualizados03122019-ARMS\\_20191203-20191203.xlsx](https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE_DOCS/ARMSActualizados03122019-ARMS_20191203-20191203.xlsx)

## 3. 補修部品・コンポーネントの輸入手続き

経済省貿易細則 (第 2.4.4 則) は、NOM が定めた検査項目に従い、部品も含めて完成品 (最終製品) として検査され、NOM への適合が認証された場合、当該 NOM 認証は、補修部品として用いられる部品やコンポーネントについても適合を証明する文書として機能することを定めており、当該部品やコンポーネントが完成品とは別個輸入される場合であっても、完成品の NOM 認証を VUCEM 経由で税関に提示 (アップロード) することにより、輸入通関が可能。ただし、以下の条件を満たす必要がある。

- 全ての部品やコンポーネントの名称がそれぞれの HS コードとともに完成品の証明書にリストアップされていなければならない。
- 全ての部品やコンポーネントは、完成品と同じ NOM に適応していなければならない (アダプターなどアタッチメントとして別の NOM がある場合は不可) 。
- 認証機関が対象となる HS コード毎に、各部品やコンポーネントの情報を経済省に事前送信していなければならない。

同手続きの詳細については、SNICE の以下専用サイトの「Certificados que amparen partes y componentes」のタブを参照。

<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/seguridad.alter.cumpl.html>

#### 4. 経済省貿易細則第 2.4.7 則に基づく特別許可

経済省貿易細則（第 2.4.7 則）は、製品の物理的条件や特性から個別に認証を取得することができない（取得する余地がない、取得するに値しない）NOM 省令対象品目について、経済省、あるいは他の管轄当局からの特別許可を取得することにより、NOM 認証無しでの輸入を可能にすることを定めている。

経済省の基準局（DGN）の承認を得るための条件としては、自由書式の手紙に最低限以下の内容を記述して申請する必要がある。

- 輸入する製品の物理的、あるいは電気的特性を示す説明文書、仕様
- 製品の関税分類（HS）コード
- 写真、あるいは（および）サンプル
- （必要に応じて）原産国における規格や規則に基づく試験結果を示す文書
- 個別に認証を取得できない（取得するに値しない）製品であることを認証機関や検査ラボが判定する文書（ある場合）

この手段を用いて輸入する場合は、承認文書に記載されている情報が輸入に先立ち管轄当局を通じて VUCEM にアップロードされるか、あるいはエクセルファイルの形式で E-mail を通じて DGN（[dgce.nom@economia.gob.mx](mailto:dgce.nom@economia.gob.mx)）宛てに送信されていなければならない。また、輸入者は通関士を通じて、輸入申告書の商品の非関税規制を示す「NM」のコードとともに、所定欄に管轄当局が発行する承認文書の番号を入力する必要がある。

同手続きの詳細については、SNICE の以下サイトの「Resoluciones 2.4.7」のタブ参照。また、経済省の [2022 年 6 月 1 日付公文書](#) に基づき、同手続きは自社が保有する機械の補修部品の輸入（販売目的ではなく自社利用、1 回限りで原則 3 個以内など少量に限る）などにも適用できる。

<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/seguridad.alter.cumpl.html>

#### 5. NOM 対象品目の輸入における適用例外

以下の輸入に関しては、経済省貿易細則第 2.4.11 則に基づき、NOM の適合は求められない。ただし、以下の VI、IX、IXBIS、X、XI、XIV、XVI、XVII の例外自由を用いる場合は、通関士が輸入申告書の商品情報入力欄の識別コードとして「EN」を入力し、補足 1（Complemento 1）の欄に該当するローマ数字（VI、IX など）、補足 2（Complemento 2）の欄に NOM のコード（NOM-001-SCFI-2019 など）を入力する。

- I. 国際旅客の荷物の一部である商品
- II. 個人住宅の家具等調度品の一部である商品
- III. 商品とは見なされないサンプル、サンプルカタログ、その他製品
- IV. 国境地帯に居住する住民が自家消費用に輸入する商品
- V. 大使館、国際機関が外交特権に基づき輸入する商品
- VI. 学術・教育機関が輸入する商品で、後に販売あるいはそれらの事業目的とは異なる活動に供されることがない場合
- VII. 削除（以前は個人利用や自社利用を理由にした例外自由があった）
- VIII. 削除（以前は輸入品として公に販売されない場合の例外自由があった）
- IX. 宅配業者によって輸送される輸入申告価格が 2,500 ドル以下の商品、ビールやタイヤなど一部の商品は除く
- IX BIS 販売目的ではない商品で、輸入申告価格が 1,000 ドル以下の商品、7 日間で 1 回の輸入限り、ビールやタイヤなど一部の商品は除く
- X. 以下の通関スキームで輸入されるもの
  - a) 一時輸入
  - b) 国際展示会用の保税輸入、商品が販売または公的使用に供されない場合
  - c) 「免税店」(Duty Free Shops)
  - d) 保税転送
  - e) 保税区域における加工、変形、修理
  - f) 戦略的保税地域 (RFE)
  - g) 自動車メーカーの保税倉庫に入庫され、車両の組立に用いられるもの
  - h) 産業分野別生産促進プログラム (PROSEC) 登録企業が輸入する部品・原材料で、PROSEC 政令第 4 章に記載された製品の生産に直接用いられるもの
- XI. サンプル個数が 3 個を超えない、あるいは特別な NOM に該当する場合、当該 NOM が定めるサンプル個数を超えない輸入商品で、これらのサンプルが製品、場合によっては販売情報に関する NOM 認証あるいは適合証明書を入手するために必要な試験所での試験を受ける目的で輸入される場合
- XII. 削除（以前は専門性が高いコンピューターや情報機器などの例外があった）
- XIII. 以前に輸出されメキシコに戻ってきた商品
- XIV. バルク商品（ラベル規格の NOM-050-SCFI-2004 と NOM-051- SCFI/SSA1-2010 が対象）
- XV. 削除（以前は動作電圧が 24V 以下の電子・電気商品の例外があった）
- XVI. NOM-019-SCFI-1998 対象品目（データ処理機器）で電圧が 24V 以下
- XVII. 国税庁 (SAT) の認定を受けた企業がフィールドリサーチや販売促進のために輸入する非売品で原則 300 個以下の輸入に限るが、経済省に追加申請が可能

## VII. 関連機関・団体

◆ 経済省基準局（Dirección General de Normas(DGN), Secretaría de Economía）

Secretaría de Economía - Torre Ejecutiva

Pachuca 189, Colonia Condesa, Cuauhtémoc, C.P. 06140 Ciudad de México, CDMX

Tel.+52 (55) 5729-9100

<https://www.gob.mx/se/acciones-y-programas/competitividad-y-normatividad-normalizacion?state=published>

◆ メキシコ認定協会（Entidad Mexicana de Acreditación, A.C.:EMA）

Av. Mariano Escobedo No. 564, Col. Anzures, Delegación Miguel Hidalgo, C.P. 11590 Ciudad de México, CDMX

Tel: +52 (55) 9148 4300

[https://www.ema.org.mx/portal\\_v3/](https://www.ema.org.mx/portal_v3/)

## VIII. 関連法令一覧

メキシコ公式規格を定める法律は品質インフラ法（Ley Federal sobre Metodología y Normarización）である。

<https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/lical.htm>

[https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LICal\\_010720.pdf](https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LICal_010720.pdf)

## IX. 関連規則一覧

経済省が貿易に関する一般規則・基準を定める省令（2022年5月9日付連邦官報公布）

[https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE\\_DOCS/ACUERDO-REGLAS-SE-25nov22-REGLAS\\_20230111-20230111.pdf](https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE_DOCS/ACUERDO-REGLAS-SE-25nov22-REGLAS_20230111-20230111.pdf)

出入国においてメキシコ公式規格履行対象となる商品が分類されている輸出入一般税法関税率表の関税分類（NOM省令，上記経済省令の附属書2.4.1）。

[https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE\\_DOCS/REGLAS-ANEXO241PDFok-REGLAS\\_20220516-20220516.4.1.pdf](https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE_DOCS/REGLAS-ANEXO241PDFok-REGLAS_20220516-20220516.4.1.pdf)

## X. 認証機関・試験所等

メキシコ認定協会のウェブサイトにて NOM の認証取得にあたり EMA による有効な認定を得ている機関の最新一覧表を検索することができる。

認証機関 (Organismos de Certificación)

<https://catalogo.consultaema.mx:75/busqueda-organismos-certificacion>

試験所 (Laboratorio de Prueba)

<https://catalogo.consultaema.mx:75/busqueda-laboratorios-de-ensayo>

検証機関 (Unidad de Inspección)

<https://catalogo.consultaema.mx:75/busqueda-unidades-inspeccion>

校正試験所 (Laboratorio de Calibración)

<https://catalogo.consultaema.mx:75/busqueda-laboratorios-de-calibracion>

以 上

---

### 【免責事項】

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のメキシコ事務所ならびに貿易投資相談課が取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではなく、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報や助言等の採否はご自身の責任と判断において行ってください。特に海外の制度・規制等は日々変化するため、必ずご自身で最新情報をご確認ください。本報告書の記載内容に関して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

---

【作成者】 日本貿易振興機構（ジェトロ）メキシコ事務所

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2023 JETRO. All rights reserved.